

令和 8 年 1 月 21 日開会  
令和 8 年 1 月 日閉会

## 令和 8 年第 1 回八百津町議会（臨時会）議案

八百津町議会

## 令和8年第1回八百津町議会臨時会議事日程表

令和8年1月21日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告	
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	会期の決定	
日程第4	議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号））	1
日程第5	議案第2号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3
日程第6	議案第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第9号）	別冊
日程第7	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	5

議案第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年1月21日提出

八百津町長 金子政則

専第1号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について  
国の令和7年度補正予算（第1号）を財源とした物価高騰に伴う生活者支援のための  
応援券配布及び物価高対応子育て応援手当の支給を行うため、補正予算を編成する。た  
だし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定によ  
り専決処分する。

令和8年1月13日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第8号）

別冊

議案第2号

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年1月21日提出

八百津町長 金子政則

## 令和8年八百津町条例第　　号

### 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の給与に関する条例（昭和30年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「21, 000円」を「22, 500円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に改め、同項ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に、「31, 500円」を「33, 750円」に、「11, 100円」を「11, 550円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

### 附　則

#### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内扱)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の八百津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

#### （提案説明）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に準じて、八百津町職員の宿日直手当の改定を行うため、条例の一部を改正する。

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第71条の規定により申し出ます。

令和8年1月21日

議会運営委員会

委員長 林 俊 宏

- 1 事 件 (1) 次期定例会及び臨時会の会期等について  
(2) 議会運営の効率化に関する調査について  
(3) 議長の諮問事項に関する調査について

八百津町議会

議 長 後 藤 一 夫 様